（別記様式第１号）

計画作成年度	令和３年度
計画主体	熊本県宇土市

宇土市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名：宇土市　経済部　農林水産課
所在地：熊本県宇土市浦田町５１番地
電話番号：0964-22-1111（内線）605
ＦＡＸ番号：0964-22-6032
メールアドレス：nourin03@city.uto.lg.jp
nourin03@uto.kumamoto.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ(イノブタ含む)(注 1)，カラス類，カモ類，ニホンジカ(注 2)，クリハラリス(タイワンリス)(注 3)，ヒヨドリ，ニホンザル，アライグマ
計画期間	令和４年度～令和６年度
対象地域	熊本県　宇土市

※（注 1）イノシシ(イノブタ含む)以下「イノシシ」という。
※（注 2）ニホンジカ以下「シカ」という。
※（注 3）クリハラリス（タイワンリス）以下「タイワンリス」という。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
（１）被害の現状（令和２年度報告分）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
イ ノ シ シ	水稲 果樹（柑橘類，柿，栗等） 飼料作物	3.20ha　1,917 千円 0.09ha　237 千円 0.82ha　69 千円 被害報告多数あり。今後，被害拡大が懸念される。
カ ラ ス 類	果樹（柑橘類，柿等） 野菜（大根，メロン等） 施設（ビニールハウス等）	被害報告多数あり。今後，農林産物被害の拡大が懸念される。
カ モ 類	海苔 貝類 水稲	被害報告あり。今後，農林水産物被害の発生が懸念される。
タイワンリス	果樹（柑橘類等） 森林（スギ，ヒノキ等）	捕獲実績あり。今後，農林産物被害の発生が懸念される。
シ カ	森林（スギ，ヒノキ等）	目撃情報・捕獲実績あり。今後，農林産物被害の発生が懸念される。
ヒ ヨ ド リ	果樹（柑橘類）	目撃情報あり。今後，農林産物被害の発生が懸念される。
ニ ホ ン ザ ル	野菜（大根，イモ類） 果樹（柑橘類，柿等）	目撃情報あり。今後，農林産物被害の発生が懸念される。
ア ラ イ グ マ	野菜（メロン等）	平成 30 年度に足跡が確認されており，昨今の県内の動向を勘案すると，今後，農林産物被害の発生が懸念される。

（２）被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生しているが，特に２月から５月にかけてタケノコ，また収穫前の稲や野菜，イモ類等への被害が著しい。イノシシの出没範囲も従来の花園地区，轟地区，緑川地区，網津地区や網田地区から市内全域に広がってきている。また，農地への侵入防止柵等の設置箇所増加により今まで出没していなかった場所や住宅地への出没が増加しており，今後の被害拡大が懸念される。

②カラス類

カラス類による被害は，市全域で年間を通して発生しており，果樹及び野菜への被害のみならず，ビニールハウス等の施設へも被害の拡大を見せている。

③カモ類

カモ類による被害は，主に１１月から２月の海苔の養殖時期に多く報告され，出没範囲も従来見なかった地区でも目撃が増えており，今後，海苔や貝類などの農林水産物被害が懸念される。

④タイワンリス

平成２２年頃から赤瀬町山間部で急速に生息数が増加し，農林産物に被害を与えてきたが，近年は，対策の効果もあり，生息数は急激に減少し，農林産物被害としても確認できないレベルまで減少している。しかしながら，少数ではあるものの，エリア内での生息は確認されており，特定外来種であることから，引き続き捕獲等の対策を進め，地域からの根絶を目指し対策を継続する必要がある。

⑤シカ

雁回山周辺，走潟地区，緑川地区，網津地区，網田地区において目撃情報が報告されており，その目撃される頻度も増加傾向にあるため，今後は，農林産物被害が懸念される。

⑥ヒヨドリ

平成２４年度に網田地区周辺の柑橘農家数名から被害報告を受けており，柑橘の収穫時期でもある９月から１月にかけての被害拡大が懸念される。

⑦ニホンザル

数年前からハナレザルが市内全域に出没しており，家庭菜園等の被害が発生している。人への被害が懸念される。

⑧アライグマ

平成３０年度に足跡が確認されており，昨今の熊本県内の生息域の拡大状況を勘案すると，今後は，農林産物被害が懸念される。

（３）被害の軽減目標

指　　標	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和６年度）	軽減率
イノシシ被害金額	２，２２３千円	１，５５６千円	３０％
カラス類被害金額	０千円	０千円	０％
カモ類被害金額	０千円	０千円	０％
タイワンリス被害金額	０千円	０千円	０％
シカ被害金額	０千円	０千円	０％
ヒヨドリ被害金額	０千円	０千円	０％
ニホンザル被害金額	０千円	０千円	０％
アライグマ被害金額	０千円	０千円	０％
計	２，２２３千円	１，５５６千円	３０％

指　　標	現状値 （令和２年度）	目標値 （令和６年度）	軽減率
イノシシ被害面積	４.１１ha	２.８７ha	３０％
カラス類被害面積	０ha	０ha	０％
カモ類被害面積	０ha	０ha	０％
タイワンリス被害面積	０ha	０ha	０％
シカ被害面積	０ha	０ha	０％
ヒヨドリ被害面積	０ha	０ha	０％
ニホンザル被害面積	０ha	０ha	０％
アライグマ被害面積	０ha	０ha	０％
計	４.１１ha	２.８７ha	３０％

※被害金額，被害面積については，令和２年度野生鳥獣による農産物の被害状況調査に基づき記載しており，熊本県農業共済組合への聞き取りや被害報告により算出。実際には，記載している数値よりも，さらに多いものと想定される。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	・各鳥獣に対して熊本県猟友会宇土支部（以下「地元猟友会」という。）に捕獲を委託している。 ・「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」において，宇土半島東部を中心にタイワンリスの生息域調査を実施。 ・タイワンリスについては，平成２５年度より会計年度任用職員（有害鳥獣捕獲作業員）を任用してタイワンリスの駆除を行っている。	・タイワンリスは繁殖率が高く，生息域の拡大が予想されることから，十分な捕獲従事者の確保が必要であり，効果的なわなの設置場所や設置方法を検討する必要がある。 ・イノシシ，シカ，カラス類，カモ類，タイワンリスについては，捕獲従事者不足が課題となっており，今後，最も効率的な手法を確立するため，猟友会と連携した取組を検討する必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	・イノシシ等野生鳥獣による農産物の被害が発生している地域又は発生のおそれがある地域においては，農業者への防護柵等設置費用助成として平成 27 年度から市単独の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業により補助を行っている。 ・国立研究開発法人　森林総合研究所と連携し，タイワンリスの生態調査を実施している。	・耕作放棄地の増加に伴うひそみ場等が増加しているため，環境改善の必要がある。 ・鳥獣被害に対する正しい知識や対策について，個人差が大きいため，地域住民に対して啓発が必要である。
生息環境管理その他の取組	・令和 3 年度から地域住民に対しての鳥獣被害に対する正しい知識や対策について啓発するセミナーを開催している。	・地域住民への効果的な周知方法・啓発内容を検討し，より幅広い参加者の確保が必要である。

（５）今後の取組方針

・有害鳥獣の捕獲については，県の第１２次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき，被害発生の抑止及び効果的な捕獲に努める。また，地元猟友会及び農林漁業者と連携し，被害を十分予察するとともに，効果的な捕獲体制や周辺市町との連携を強化する。
・タイワンリスについては，特定外来生物であることから，今後，宇土半島の東部へ生息域が拡大しないように広域的な捕獲対策を講じることで個体数の抑制・根絶及び封じ込めを目指す。具体的には，関係機関で組織された「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」での検討事項を取り入れながら，行政(捕獲作業員)と地域(地元猟友会・果樹生産者等)による連携した取組を行う。
・有害鳥獣捕獲以外に，農業者等に対し追払い等の防除対策や廃棄作物処理などの環境改善等を指導するなど，への被害対策についての意識啓発を図る。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・地元猟友会による有害鳥獣捕獲を継続させるとともに，鳥獣被害対策実施隊を設置し，捕獲活動を実施する。
・捕獲従事者となる担い手の確保のために，熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
４年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し，効果的に捕獲を行うとともに，捕獲技術の向上を進める。 ・捕獲機材の導入を推進する。 ・新規捕獲従事者の確保，育成を図る。
５年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し，効果的に捕獲を行うとともに，捕獲技術の向上を進める。 ・捕獲機材の導入を推進する。 ・新規捕獲従事者の確保，育成を図る。
６年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地元猟友会との連携を強化し，効果的に捕獲を行うとともに，捕獲技術の向上を進める。 ・捕獲機材の導入を推進する。 ・新規捕獲従事者の確保，育成を図る。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・イノシシについては，近年において急激に個体が増加しているため，今後３年の被害を防止する目標を１，０００頭／年間と設定し，捕獲活動を実施する。 ・カラス類については，近年において急激に増加しており，過去の捕獲実績から増減はあるものの同じ計画数３００羽／年間とした。 ・カモ類については，捕獲実績はないが，近年において目撃情報等が急激に増加しており，捕獲計画数を２００羽／年間とした。 ・タイワンリスについては，宇土市において平成２４年度が２２８頭捕獲した実績から，平成２５年度の目標を３００頭として取り組んできた。しかし，２５年度以降の捕獲実績が減少しており，今後，宇土半島の隣市である宇城市と連携して捕獲数の調整を行う。 ・シカについては，令和３年９月から有害捕獲許可を行っており，また，近年において目撃情報も増加傾向にあるため，捕獲計画数を各年５０頭とした。 ・ヒヨドリについては，近年において被害発生・目撃情報等があるため，捕獲計画数を各

年２００羽とした。
・ニホンザルについては，県の第１２次鳥獣保護管理事業計画及び熊本県における野生サル対策方針と整合性をとりながら，最小限の捕獲活動を実施する。
・アライグマについては，捕獲実績・被害報告・目撃情報等はないが，県内での生息域の拡大の状況を勘案し，捕獲計画数を各年５頭とした。

捕獲実績

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度
イノシシ	６４６	８６３	５８２
カラス類	２２２	２２６	１１３
カモ類	－	－	－
タイワンリス	３	１	１
シカ	－	－	７
ヒヨドリ	６５	４１	３５
ニホンザル	－	－	－
アライグマ	－	－	－

※令和３年度については，１２月末までの実績を使用
※タイワンリスの捕獲数については，有害鳥獣捕獲ではなく，特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 18 条第 1 項に基づく防除計画によるもの。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
イノシシ	１，０００	１，０００	１，０００
カラス類	３００	３００	３００
カモ類	２００	２００	２００
タイワンリス	５０	５０	５０
シカ	５０	５０	５０
ヒヨドリ	２００	２００	２００
ニホンザル	３	３	３
アライグマ	５	５	５

捕獲等の取組内容

・イノシシ，シカの捕獲手段は，捕獲場所に応じて適正な捕獲機材（銃器，箱わな，くくりわな）を使用し，年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
・カラス類は，農産物の被害が恒常的に認められるため，予察捕獲を実施し，捕獲手段は効率性を考えて銃器を使用し，年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
・カモ類については，飛来時期の１１月～３月に海苔養殖や貝類への被害が増大すると思われるため，予察捕獲を実施し，捕獲手段は主に銃器を使用し，捕獲範囲は宇土市全域とする。

・タイワンリスについては，捕獲数は減少しているものの，宇土半島東部方面の生息状況を調査しながら，行政(捕獲作業員)と地域(地元猟友会・果樹生産者等)による連携した取組を年間通じて行う。特にリスの繁殖期となる春期（３月～５月）と柑橘類の収穫期である(冬期)に被害量もピークとなることから，この時期に重点的に捕獲を実施し，個体数の抑制及び根絶を目指す。 ・ヒヨドリについては，柑橘類が盛んな秋から冬に被害が増大すると思われるため，予察捕獲を実施し，捕獲手段は効率性を考えて銃器を使用し，３月から１０月の間に実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。 ・捕獲の実施に当たっては，錯誤捕獲や事故の発生防止等に万全の策を講じるものとする。 ・捕獲の担い手確保・育成のため，農業者への呼びかけや免許取得者への研修などに取り組む。 ・捕獲については，すべての対象鳥獣で銃器（ライフル銃）及びわなにより１年を通じて捕獲できる体制をとる。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇土市全域	タイワンリス，シカ，ニホンザル，アライグマ

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
有害鳥獣（イノシシ・シカ等）	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し，電気柵，ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 １０箇所予定 ３０，０００ｍ １５ha	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し，電気柵，ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 １０箇所予定 ３０，０００ｍ １５ha	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し，電気柵，ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 １０箇所予定 ３０，０００ｍ １５ha

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
有害鳥獣（イノシシ・シカ等）	事業を活用した申請者及び設置者に対し，鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように，申請や検査時に啓発を行う。	事業を活用した申請者及び設置者に対し，鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように，申請や検査時に啓発を行う。	事業を活用した申請者及び設置者に対し，鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように，申請や検査時に啓発を行う。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
４年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地域住民へ広報紙や講習会などを通して，地域全体で取り組める被害対策等を周知し，意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払いなど，総合的な防除体制の確立を図る。
５年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地域住民へ広報紙や講習会などを通して，地域全体で取り組める被害対策等を周知し，意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払いなど，総合的な防除体制の確立を図る。
６年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ	・地域住民へ広報紙などを通して，地域全体で取り組める被害対策等を周知し，意識啓発を図る。 ・緩衝帯の設置や追い払いなど，総合的な防除体制の確立を図る。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
宇土市経済部農林水産課	関係機関等への連絡，鳥獣の保護・追払い 住民避難誘導，有害鳥獣捕獲許可
熊本県宇城地域振興局農林部 農業普及・振興課，林務課	有害鳥獣保護に関する指導・助言
宇城警察署	住民避難誘導
(社)熊本県猟友会宇土支部	鳥獣の捕獲・追い払い

（２）緊急時の連絡体制

①事案発生 ⇒ ②宇土市経済部農林水産課 ⇒
- ③農業普及・振興課，③林務課
- ③宇城警察署
- ③熊本県猟友会　宇土支部

※ 連絡方法：電話又は訪問

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した鳥獣は，現地に放置することなく回収し，埋設する場合は，環境に影響を与えないように適切な処理を行う。
・タイワンリスについては，必要に応じ，学術調査用へ提供する。
・イノシシについては，食肉としての利活用を検討する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシについては，食肉としての利活用を検討する
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	宇土市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
宇土市経済部農林水産課	事務局，協議会に関する連絡・調整，市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること
(社)熊本県猟友会宇土支部	鳥獣の捕獲に関すること
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関すること
熊本宇城農業協同組合	農家との連絡調整，被害情報の提供，営農指導，被害防除教育に関すること
緑川森林組合	森林所有者との連絡調整，被害情報の提供，森林経営指導，被害防除教育に関すること
熊本県農業共済組合宇城支所	農家との連絡調整，被害情報の提供，営農指導，被害防除教育に関すること
宇土市行政区長会連合会	農家との連絡調整，被害情報の提供，市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
国立研究開発法人森林総合研究所	タイワンリス防除に関すること
熊本森林管理署	国有林内の被害情報の提供等に関すること

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の構成は，農林水産課長，市職員から市長が指名する者，及び地元猟友会支部長が推薦する者で組織する。隊長は，農林水産課長の職にある者をもって充て，実施隊の業務を総括する。副隊長は，農林水産課林務水産係長の職にある者をもって充て，隊長を補佐し，隊長に事故あるときは，その業務を代理する。隊員の業務は，追い払いを中心に，捕獲作業及び被害防除の普及啓発等を行う。 平成２７年６月１日設置。実施隊の現状（市職員５名，民間２９名）

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会を組織し，ＰＤＣＡサイクルを取り入れた捕獲体制で，タイワンリスの根絶を目指す。 ・捕獲従事者となる担い手の確保のために，熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・被害防止計画は，必要に応じて内容の変更（見直し）を行う。 ・タイワンリスの防除については，宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会において随時検討を行う。 ・アライグマの防除については，熊本連携中枢都市圏構想における取組の中で，連携して対策を行う。